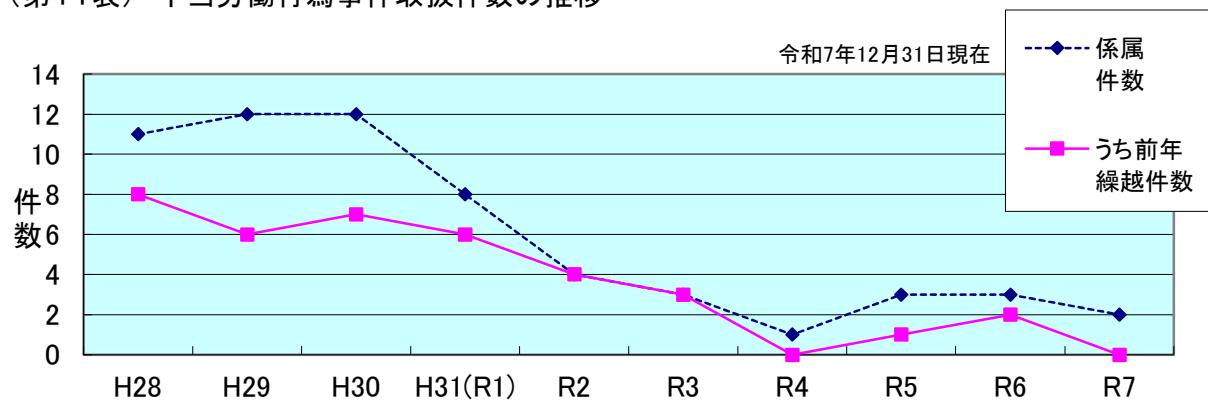


(第11表) 不当労働行為事件取扱件数の推移



(第12表) 不当労働行為事件取扱状況

令和7年12月31日現在

状況			R5	R6	R7		
係属状況	前年からの繰越	組合	1	2			
		個人	2	1	2		
		組合・個人	3	3	2		
	新規申立	該当	1		1		
		2	1	1	1		
		3	1	1			
		4					
		1・2					
		1・3					
		1・4					
		2・3					
		2・4					
		1・2・3					
		1・2・3・4					
	企業規模	49人以下	2	1			
		50人～99人			1		
		100人～499人			1		
		500人～999人					
		1,000人以上					
終結状況	移送						
	取下				1		
	和解	関与		2			
		無関与					
		小計		2			
	命令決定	全部救済					
		一部救済	1	1			
		棄却					
		却下					
		小計	1	1			
	終結計		1	3	1		
次年へ繰越			2		1		
終結事件平均処理日数			624.0日	330.3日	26.0日		

(第13表) 不当労働行為事件一覧表

令和7年12月31日現在

事件番号	業種	組合員数 従業員数	該当事項	請求する救済の内容	申立年月日	終結年月日	所要日数	調査回数	審問回数	証人	担当委員 ◎審査委員長 ○審査委員 △参与委員	終結状況
7   1	社会保険 社会福祉 介護)	450 (4)  50	1	差別的取り扱いの禁止 謝罪文の提出、掲示(ホームページへの掲載を含む。)及び新聞への掲示	R7.4.28	R7.5.23	26	-	-	-	◎西川 ○吉田 △廣瀬 △松本	取下げ
7   2	職業紹介・ 労働者派遣業	450 (2)  400	2	団体交渉応諾 謝罪文の提出	R7.6.25	-	-	2	-	-	○大塚 △橋本 △田中	係属中

※ 組合員数欄の( )内は、組合が2以上の企業にまたがって組織されている場合の当該企業における組合員数。

※ 該当事項1、2、3、4は、それぞれ次のとおり。

1:不利益取扱い(労働組合法第7条第1号)

2:団体交渉拒否(労働組合法第7条第2号)

3:支配介入(労働組合法第7条第3号)

4:報復的不利益取扱い(労働組合法第7条第4号)